

平成30・31年度の保険料率改定のお知らせ

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、次のとおり保険料率を改定いたしました。

平成28・29年度の保険料率

均等割額 **42,070円**

所得割率 **8.34%**

平成30・31年度の保険料率

均等割額 **41,700円**

所得割率 **7.86%**

● 保険料の増加を抑える対策

- 一人当たりの医療費の増加などにより、平成29年度と比べ、保険料の増加が見込まれましたが、剰余金を活用することにより、増加を抑制しました。
- 保険料均等割額の軽減(5割・2割)の適用範囲を拡大しました。

平成28・29年度
一人当たり平均保険料額

74,021円

平成30・31年度
一人当たり平均保険料額

74,018円

保険料の計算方法

均等割額
被保険者
一人当たり **41,700円**

+

所得割額
賦課のもととなる
所得金額 \times **7.86%**

=

年間保険料額
(上限62万円※)

※賦課限度額が57万円→62万円に引き上げられました。

新保険料率による年金収入額別保険料額算定例

夫婦世帯で、妻の年金収入が80万円以下(その他所得がない)の場合

	収入額	均等割額	所得割額	平成30・31年度 保険料額	平成28・29年度 保険料額
事例1	夫:年金収入 80万円	4,170円 (9割軽減)	なし	4,170円/年	4,200円/年
	妻:年金収入 80万円	4,170円 (9割軽減)	なし	4,170円/年	4,200円/年
事例2	夫:年金収入 223万円	20,850円 (5割軽減)	55,020円	75,870円/年	92,030円/年 (均等割額2割軽減)
	妻:年金収入 80万円	20,850円 (5割軽減)	なし	20,850円/年	33,650円/年 (均等割額2割軽減)
事例3	夫:年金収入 300万円	41,700円	115,540円	157,240円/年	164,660円/年
	妻:年金収入 80万円	41,700円	なし	41,700円/年	42,070円/年

保険料の軽減

所得に応じて保険料の軽減を実施します。

● 均等割額の軽減

軽減割合	世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額※ ¹	軽減後の均等割額
8.5割 (注1)	【基礎控除額 (33万円)】以下	6,250円/年
9割 (注1)	8.5割軽減の対象となる世帯のうち、同一世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 (他の各種所得なし)	4,170円/年
5割	【基礎控除額 (33万円) + 27.5万円 × 世帯の被保険者数】以下※ ²	20,850円/年
2割	【基礎控除額 (33万円) + 50万円 × 世帯の被保険者数】以下※ ²	33,360円/年

※¹ 「総所得金額等」とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・土地・建物等の譲渡所得金額等の合計額のことです (株式の譲渡所得金額等は、所得の申告をした場合、計算の対象となります)。均等割額の軽減の判定には専従者控除や譲渡所得の特別控除は適用されません。65歳以上 (1月1日時点) の方の公的年金所得については、公的年金収入額から公的年金控除額を差し引き、さらに15万円 (高齢者特別控除) を差引いた額を軽減判定の所得とします。

※² 5割、2割軽減の条件が、平成29年度と比べて変更となり、適用範囲が拡大されています。

(注1) 本来の制度は7割軽減です。国の予算措置により特例として8.5割軽減、9割軽減が実施されています。

● 被用者保険の被扶養者であった方の軽減 (注2)

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日において、被用者保険※の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず、均等割額が5割軽減されます。

※被用者保険とは……○協会けんぽ ○健康保険組合 ○共済組合 ○船員保険
(市町村国民健康保険、国民健康保険組合は対象外です。)

※被用者保険の被扶養者であった方が、所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減される割合の多い方が適用されます。

(注2) 国の予算措置により特例として軽減が継続されていましたが、平成31年度以降は本来の制度に戻り、資格取得後2年を経過する月までは5割軽減 (その後は軽減なし) となります。なお、所得割額は引き続きかかりませんが、平成31年度以降の見直しが検討されています。

● 所得割額の軽減の廃止 (注3)

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方に対する所得割額の軽減措置については平成30年度以降廃止になりました。

保険料軽減措置の見直しについて

軽減特例措置 (注1～3) は、後期高齢者医療制度発足時の激変緩和措置として講じられてきましたが、そのうち、(注2・3) については平成29年度から段階的に縮小・廃止されることとなりました。この見直しは被保険者が増え、医療費が増加するなかで、後期高齢者医療制度の持続性を高めるために行われたものですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、(注1・2) については、国において平成31年度以降の見直しが検討されています。

大切なあなたを守る**健康診査** 年に1回、**健康診査**を受診しましょう。

お問い合わせ・
相談は…

お住まいの市町村の
後期高齢者医療
担当窓口

または

埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎4階
☎048-833-3120